# 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の早期改正を求める意見書

冤罪は、有罪とされた者や家族の人生に大きな影響を及ぼし、時にはその生命をも奪いかねない最大の人権侵害である。冤罪の発生を防ぐことはもちろん、不幸にして冤罪が発生した場合には、人権救済の観点からも速やかに救済することは国の基本的責務であり、再審制度は重要な意義を有している。

しかし、本人が再審請求を行っても、検察から無罪に結びつく証拠が開示されず、再審決定に対しても検察からの抗告が審理開始を妨げるなど、再審の道は固く閉ざされてきた。２０２４年１０月に再審無罪判決が確定した袴田巖さんが身の潔白を証明するために、実に５８年を要したことや、２０００年の有罪判決確定から２６年後にようやく再審開始となった（故）阪原弘さんのことを考えれば、この制度の改正が喫緊の課題であることは明らかである。

よって、国会及び政府におかれては、刑事訴訟法の再審規定（再審法）改正の早期実現を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年３月１６日

砺波市議会議長　有若　　隆

衆　議　院　議　長　　森　　英介　　殿
参　議　院　議　長　　関口　昌一　　殿
内　閣　総　理　大　臣　　高市　早苗　　殿
法　　務　　大　　臣　　平口　　洋　　殿
内　閣　官　房　長　官　　木原　　稔　　殿